

## 第7号の2様式別表7（その2）記載の手引

### 1 この明細書の用途等

この明細書は、通算法人が地方税法（以下「法」といいます。）第53条第41項又は第42項（これらの規定を同条第45項及び第46項において準用する場合を含みます。）及び第321の8第41項又は第42項（これらの規定を同条第45項及び第46項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式若しくは第6号様式（その2）の申告書、第7号の2様式（その2）の明細書又は第10号の3様式の更正請求書の明細書に添付してください。

なお、この明細書中、2段書きとされている各欄は、上段に道府県民税相当分、下段に市町村民税相当分を記載します。

### 2 法人名

法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式若しくは第6号様式（その2）の申告書、第7号の2様式（その1）の明細書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。

### 3 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」	通算法人が法第53条第43項及び第321条の8第43項の規定の適用を受ける場合にはこれらの規定に規定する当初申告税額控除不足額相当額を記載し、その他の場合には⑤の欄の金額から①の欄の金額を控除した金額を記載します。	
2 「税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」	通算法人が法第53条第43項及び第321条の8第43項の規定の適用を受ける場合にはこれらの規定に規定する当初申告税額控除超過額相当額を記載し、その他の場合には①の欄の金額から⑤の欄の金額を控除した金額を記載します。	
3 「各都道府県・市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細」	<p>2以上の都道府県及び市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「政令第9条の7第6項ただし書の適用の有無」及び「政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無」の各欄は、道府県民税及び市町村民税の従業者数を地方税法施行令（以下「政令」といいます。）第9条の7第6項ただし書及び第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7第6項本文及び第48条の13第7項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。</p> <p>(2) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7第6項本文及び第48条の13第7項本文の規定により計算する法人にあつては法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7第6項ただし書及び第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては第7号の2様式別表2の⑧及び第20号の4様式別表4の⑧の各欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(3) 都道府県ごとの⑩及び⑪の各欄の計算は⑨の(イ)及び(ロ)の各欄の金額を各都道府県及び各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した税額控除超過額相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府県民税及び市町村民税の加算すべき税額控除超過額相当額は、⑨の(イ)及び(ロ)の各欄の金額の合計額から、特別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の加算すべき税額控除超過額相当額の合算額（⑫及び⑬の各欄の金額の合計額）を控除した額となります。</p>	